

平成 29 年 4 月 4 日

自動車局環境政策課

**乗用車の排出ガス・燃費試験法（WLTC モード法）を改正します。**

-道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について-

国土交通省は、本日、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正し、乗用車の排出ガス及び燃費算定試験法である WLTC モード法について、風洞法<sup>※</sup>による走行抵抗の測定法等の追加を行います。

※ 風洞内に設置したシャシダイナモメータにおいて、各指定速度において測定される路面抵抗及び空気抵抗に基づき、走行抵抗を算定する方法。

自動車の環境基準について、国際的な整合性を図り大気環境の保全等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の世界的技術規則協定」に平成 11 年に加入し、現在、国際的な技術基準である「世界技術規則」について議論を行っています。

乗用自動車等の排出ガス・燃費試験法については、平成 28 年 10 月に世界技術規則第 15 号の「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法」（以下「WLTC モード法」という。）を国内導入しています。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 170 回会合において、WLTC モード法の改訂が採択されたことを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）について所要の改正を行います。

**1. 改正概要**

細目告示に規定されている WLTC モード法について、以下の改正を行います。

- 走行抵抗の測定法について、現行の惰行法等に加え、風洞法を規定します。これにより、屋内で走行抵抗を測定することが可能となります。
- その他所要の改正を行います。

**2. 公布・施行**

公布・施行：4 月 4 日（本日）

**【問い合わせ先】**

自動車局環境政策課 高井・井上

電話 03-5253-8111（内線 42502、42535）

03-5253-8603（直通）

FAX 03-5253-1636